

10月以降に  
出産予定の方へ

未来の子どもたちのために

# エコチル調査にご協力を!

環境省による子どもの健康と環境に関する  
全国調査(エコチル調査)の対象地区が拡大され、  
香美市も調査対象地区となりました。

この調査は、環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を、  
全国10万人の妊婦さんにご協力いただき、お子さんが13歳になるまで追跡調査をするものです。

### 【県内の対象地区】

香美市・高知市・南国市  
香南市・四万十市・宿毛市  
土佐清水市・梶原町  
黒潮町・大月町・三原村



### ■対象となる方

協力医療機関にかかる10月以降出産予定の妊婦さん。高知大学のスタッフが調査の説明を行いますので、ご協力をお願いします。

### ■ご協力いただく内容

妊婦健診時に、少し多めに採血や採尿をお願いします。出産後にさい帯血(へその緒の中の血液)などを頂くほか、半年に1度程度の質問票への記入や、お子さんの健診時に健診データの提供をお願いします。

詳しくは  
Webで

環境省のエコチルHP

**Web** エコチル 調査

<http://www.env.go.jp/chemi/ceh/index.html>

こうちエコチル調査  
高知ユニットセンター(高知大学医学部内)HP

**Web** こうちエコチル

<http://kochi-ecochil.jp>

## 問い合わせ先

エコチル調査コールセンター

**0120-53-5252**

無休 9:00~21:00

広告

第4回 フォトスタジオ **たけひら** 大好評企画!!

# すまふおと

Smile Kids & Baby Photograph  
キャンペーン

おかげさまで昨年は200名の参加がありました!!

撮影期間 **5.1(火)~6.30(土)**

昨年7月に香美市美術館プラザ八王子にて第3回スマイルキッズ写真展を開催いたしました。  
すまふおとWEB写真展開催中!

定員/200名様 定員になり次第締め切らせていただきます。

- キッズ ... 1歳~7歳までのお子様(普段着での撮影)
- ベビィー ... 7ヶ月~12ヶ月の赤ちゃん(はだかでの撮影) 写真は約17×23cmサイズの写真額付です!

参加費 **¥3,500** [6切]  
2名様以上の場合 **¥5,500** [A3]

展示会場 **高知市文化プラザかるポート**  
展示期間 / 8月18日(日)・19日(月)

この子どもの元気と笑顔は「未来への勇と幸せ」  
たくさんの人々に元気を寄せ  
「伝える感じる写真展」

フォトスタジオ **たけひら**  
PHOTO STUDIO  
高知県香美市土佐山田町宝町 5-2-11  
詳しくは→ フォトスタジオたけひら 検索

ご予約・お問い合わせ **TEL.0887-53-3641**

# 市県民税 納税通知書発送

6月上旬に、市県民税の納税通知書を発送します。給与から特別徴収(天引き)される方は、5月に事業所へ、納税通知書を発送済みです。

次に該当すると思われる方は納税通知書を確認の上、ご相談ください。

### ◆16歳未満の扶養親族について

今年度から、16歳未満の扶養控除が廃止されましたが、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)は、住民税の均等割・所得割の非課税基準判定における扶養人数の対象となります。申告をされていない方は、年少扶養親族の申告をしてください。

### ◆市県民税の申告をした方がよい場合があります

公的年金等の収入金額合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告の必要がなくなりましたが、公的年金以外の所得がある場合など市・県民税の申告が必要な場合があります。また、申告をすることにより控除を受けられる場合があります。例えば国保税、介護保険料等を納付書や口座振替で納付した分や、生命保険料控除、扶養控除等、申告により控除できるものがある場合があります。

### ■問い合わせ先

税務課 市民税班 ☎52-9292

# 税 知 っ 得

税にはさまざまな控除があります。ただし、申告を行わないと控除されません。各控除には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

年金型生命保険の二重課税

## 特別還付金について

年金型生命保険の二重課税問題に対応し、市県民税・国民健康保険税・介護保険料の特別還付を実施します。

これは、遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となつた部分については所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、国がこの年金型生命保険の二重課税に対して特別還付を実施することによります。

### ■受付期限

平成25年3月29日(金)まで  
※郵送の場合は、平成25年3月31日消印有効。

### ■申請方法

特別還付の対象となる課(税務課・市民保険課・健康介護支援課)に、設置する特別還付金申請書に記入・捺印の上、税務署で手続きした際の所得税の特別還付金支給決定通知書の写し及び特別還付金額の計算明細書の写しを添えて、対象課へご提出ください。

### ■問い合わせ・申請先

税務課 市民税班 ☎52-9292  
市民保険課 保険班 ☎53-3115  
健康介護支援課 1階 社会長寿班 ☎52-9280

よ納付書の内容を  
お確かめください



市県民税を  
特別還付を  
実施する  
ための